

---

プロジェクト	実務対応 一 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	会計上の論点の分析（仮想通貨の期末評価）

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、仮想通貨に関する会計上の論点のうち「仮想通貨の期末評価」を分析することを目的とする。

## II. 仮想通貨の期末評価

### 現行の会計基準との関係の整理

#### (第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で示した内容)

3. 基準開発の対象とする仮想通貨を資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）上の仮想通貨とする場合、多様な仮想通貨を取り扱うこととなるため、仮に仮想通貨を会計上の資産として取り扱う場合、その期末評価の検討にあたり、まず、現行の会計基準との関係を整理する。

#### 現金に関連する会計基準との関係の整理

4. 資金決済法上の仮想通貨の中には、外国通貨（例：ドル、ユーロ）のように決済手段として利用する目的で保有される場合がある。
5. 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という）第 215 項(1)では、金融資産の性質別の整理において、現金には本邦通貨（円）だけでなく、「現金（外国通貨を含む）」とされており、会計上の現金には法定通貨（本邦通貨及び外国通貨をいう。以下同じ。）が含まれている。
6. この定義を資金決済法上の仮想通貨に当てはめると、仮想通貨は法定通貨ではないため、会計上の現金には該当しないと考えられる。

#### 現金以外の金融資産に関する会計基準との関係の整理

7. 資金決済法上の仮想通貨については、利用者が投資目的で保有する場合があります、有

価証券投資などの金融資産に類似した性格を有していると考えられる。

8. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)第 4 項では、金融資産とは、「現金預金、受取手形、売掛金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引(以下「デリバティブ取引」という。)により生じる正味の債権等をいう。」と定められている。また、金融商品実務指針第 4 項では、金融資産とは、「現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券である。」とその性質が定められている。
9. この定義を資金決済法上の仮想通貨に当てはめると、仮想通貨は、契約上の権利や他の企業の出資証券のいずれにも該当しないことから、現金以外の金融資産にも該当しないと考えられる。

#### 棚卸資産に関する会計基準との関係の整理

10. 資金決済法上の仮想通貨については、利用者が投資目的で保有する場合があります、投資目的で保有する場合は、主に実需以外の要因で価値が変動する現物商品(コモディティ)である金地金に類似した性格も有していると考えられる。
11. 企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「棚卸資産会計基準」という。)第 3 項では、棚卸資産は、「商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等も含まれる。」と定められている。また、「売却には、通常の販売のほか、活発な市場が存在することを前提として、棚卸資産の保有者が単に市場価格の変動により利益を得ることを目的とするトレーディングを含む。」とされており、棚卸資産は、通常の販売目的で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産の二つに分類される。
12. 棚卸資産は「企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産」と定義されているが、ここでいう「営業目的」の範囲については必ずしも明らかではない。トレーディング目的で保有する現物商品である金地金は、「企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産」の定義を満たすため、資金決済法上の仮想通貨もトレーディング目的で保有する場合には、棚卸

資産の定義を満たす可能性があるが、仮想通貨は決済手段としても利用されるため、すべての資金決済法上の仮想通貨を一律に棚卸資産の定義を満たすとすることは難しいと考えられる。

したがって、資金決済法上の仮想通貨を棚卸資産会計基準の棚卸資産として整理することも難しいと考えられる。

#### **無形固定資産の会計基準との関係の整理**

13. 資金決済法上の仮想通貨は電子的に記録された財産的価値として定義されており、有形ではないものの無形の財産的価値があることから、無形固定資産に近い性質も有していると考えられる。
14. 企業会計原則では、「営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。」(企業会計原則 第三 4 (一) B) とされており、無形固定資産についての一般的な定義は明示的には示されていない。実務において、無形固定資産には、主として法律上の権利(特定の法律に基づく知的財産権(知的所有権)等の権利)が含まれている。
15. 資金決済法上の仮想通貨は、法律に基づく知的財産権等の権利には該当しないため、無形固定資産として整理することも難しいと考えられる。

#### **小括**

16. 以上の分析を踏まえると、資金決済法上の仮想通貨については、直接的に該当する会計基準はないと考えられる。

#### **分析**

17. これまでの我が国の会計基準において、評価基準の考え方が示されている記載を参考にすると、以下の観点で使い分けがなされていると考えられる。
  - (1) 資産の属性
  - (2) 資産の保有目的
  - (3) 資産に活発な市場が存在するかどうか

以下では、ここで掲げた3つの観点を、資金決済法上の仮想通貨に当てはめた場合の分析について記載する。

### 資産の属性

18. 第17項(1)の資産の属性に関しては、現行の会計基準では、棚卸資産、金融商品など資産の属性ごとに会計基準が定められ、例えば金融商品であれば、貸付金、有価証券等の資産の属性に着目しつつ、保有目的も加味して評価基準が定められている。
19. 資金決済法上の仮想通貨については、第3項から第16項において検討したように、外国通貨、トレーディング目的で保有する棚卸資産、金融資産のいずれの外見的属性にも類似した性質が見られるため、資産の属性にのみ着目して、会計処理を導くことは困難であると考えられる。

### 資産の保有目的

20. 第17項(2)の資産の保有目的に関しては、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者は、一般的に、以下の目的で資金決済法上の仮想通貨を保有する。

#### (1)仮想通貨の利用者

仮想通貨の利用者は、仮想通貨を決済手段として利用(処分)する目的や価格変動により売却利益を得る目的で保有する。

#### (2)仮想通貨交換業者

仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の業務の一環として仮想通貨販売所を営むために一時的に保有し、また、価格変動により売却利益を得る目的で保有する。

21. まず、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者が資金決済法上の仮想通貨を価格変動により売却利益を得る目的で保有する場合には、資産の保有目的の観点からは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する場合に該当するため、この観点からは、時価に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は当期の損益として処理することが一つの方法として考えられる。
22. 次に、仮想通貨の利用者が資金決済法上の仮想通貨を決済手段として利用する場合には、法定通貨の代替的手段として用いるものと考えられるため、この観点からは、外国通貨と同様に、期末日の為替相場による円換算額を付する(期末日において時価評価する)ことが一つの方法として考えられる。
23. また、仮想通貨交換業者が仮想通貨交換業の業務の一環として仮想通貨販売所を営

むために仮想通貨を一時的に保有する場合には、仮想通貨の時価の変動のリスクを負うこととなるため、この観点からは、時価に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理することが一つの方法として考えられる。

24. これらをまとめると、現時点で想定されるすべての保有目的において、時価に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理する方法が適格的であると考えられる。
25. なお、将来的には、以上の保有目的以外の目的で資金決済法上の仮想通貨を保有する可能性があり、別途の取扱いを検討すべき可能性があるが、現時点では予測することは困難であると考えられる。

#### 活発な市場の存在

26. 第17項(3)の資産に活発な市場が存在するかどうかに関しては、以下のように分析される。

##### (1) 活発な市場が存在する仮想通貨

ビットコインのように仮想通貨取引所や仮想通貨販売所において相当程度取引量のある仮想通貨が該当する。

##### (2) 活発な市場が存在するとは言えない仮想通貨

仮想通貨取引所や仮想通貨販売所で取引されていないもの及び仮想通貨取引所や仮想通貨販売所で取引されていても取引量が極めて少ない仮想通貨が該当する。

27. 資金決済法上の仮想通貨に活発な市場が存在する場合には、当該市場において第20項に記載した保有目的での利用がすべて可能である。したがって、第24項に記載のとおり、時価に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理する方法が適格的であると考えられる。
28. 一方、資金決済法上の仮想通貨に活発な市場が存在するとは言えない場合には、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者は、第20項に記載した保有目的での利用が難しく、例えば、長期的な値上がり益を期待して保有することなどに限定されることが想定される。この場合、活発な市場が存在する仮想通貨と比べ、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いと想定される。

したがって、活発な市場が存在する場合と異なり、時価に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理する方法が必ずしも適合的とは言えないと考えられ、他の評価基準、例えば、取得原価基準に基づき、減損の要否を検討すべきと考えられる（ただし、活発な市場が存在するとは言えない場合には、減損会計を適用する価額の算出も困難と考えられ、今後検討が必要になると考えられる。）。

**（第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）**

29. 第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会では、主に以下の意見が聞かれた。

**活発な市場の有無により、異なる会計処理を行うことを支持する意見**

- (1) 活発な市場が存在する仮想通貨については時価評価を行い、活発な市場が存在するとは言えない仮想通貨については取得原価評価を行うという考えに同意する。
- (2) 活発な市場が存在する仮想通貨については、誰が保有しても同じ価値であり、いつでも自由に誰でも同じ価値で売却できるという意味で時価評価がなじむ。
- (3) 活発な市場の有無により、異なる会計処理を行う場合には、活発な市場か否かの判断を行うための基準を示すことが必要と考える。
- (4) （活発な市場が存在するかどうかの判断が難しいとすると、）時価評価と取得原価評価のいずれを原則とするかは、評価を行う際の時価として何が適切であるかも含め、説明のしやすさや証明のしやすさを踏まえて決定すべきであると考ええる。

**原則としてすべての仮想通貨を時価評価することを支持する意見**

- (5) 活発な市場の有無により、会計処理を区別するのではなく、仮想通貨については一律に時価評価するとした上で、活発な市場の有無を時価の測定と関連付けて整理する考え方もあるのではないかと。

**原則としてすべての仮想通貨について取得原価評価することを支持する意見**

- (6) 原則として取得原価で評価することとし、流動性が高く回転率が高いものに限って、実務上の便法として時価評価することを認めることではどうか。

**(第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた対応)**

30. 資金決済法上の仮想通貨の属性や保有目的を踏まえ、活発な市場の有無により異なる会計処理を行うという事務局提案を支持する意見も聞かれたものの、第 29 項(5)及び第 29 項(6)に記載した意見も聞かれている。そのため、聞かれた意見で提案された評価基準の方法を示したうえで、内容について検討を行うこととする。加えて、事務局提案の方法に対して聞かれた課題への対応について検討を行うこととする。

**原則としてすべての仮想通貨を時価評価する方法**

31. この方法は、原則としてすべての資金決済法上の仮想通貨を時価評価する方法であり、活発な市場の有無により異なる会計処理を行うのではなく、時価の測定において活発な市場の有無を考慮に入れるべきとするものであると考えられる。
32. この方法では、資金決済法上の仮想通貨が活発な市場の有無によらず一貫して時価評価が行われることにより会計処理の統一性が図られる。このため、IFRS 第 9 号における非上場株式の期末評価のように活発な市場の有無にかかわらず時価評価を行うという考え方に類似するものであると考えられる<sup>1</sup>。しかしながら、我が国の会計基準と IFRS では公正価値測定<sup>1</sup>の範囲が異なっており、この方法は公正価値測定に関する我が国の会計基準の体系や考え方と必ずしも一致しないと考えられる<sup>2</sup>。
33. また、この方法を採用する場合には、すべての資金決済法上の仮想通貨について時価を把握することができることが前提となる。しかしながら、資金決済法上の仮想通貨に活発な市場が存在するとは言えない場合には、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）ため、市場価格ではなく合理的に算定された価額を公正な評価額（時価）<sup>3</sup>とすることになるが、資金決済法上の仮想通貨については市場価格に準じた合理的に算定された価額を算定することは極めて困難であると考えられる。

<sup>1</sup> IFRS 第 13 号「公正価値測定」においては、企業は、活動の量及び水準が少ない市場においても、取引が秩序あるものではないという証拠がある場合を除き、観察可能な取引価格を考慮すべきとしている（BC181 項）。

<sup>2</sup> たとえば、非上場株式については、「市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないものとし、当該株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う」（金融商品実務指針第 63 項）とされている。

<sup>3</sup> 時価は公正な評価額であり、市場価格に基づく価額をいうが、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とすることとされている。また、市場価格とは、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場をいう（金融商品会計基準第 6 項参照）。

原則としてすべての仮想通貨について取得原価で評価する方法

34. この方法は、原則としてすべての資金決済法上の仮想通貨を取得原価で評価し、流動性が高く回転率が高いものに限って、実務上の便法として時価評価することを認めるとするものであると考えられる。
35. この方法では、原則として資金決済法上の仮想通貨を取得価額により評価を行うこととなるが、活発な市場が存在する資金決済法上の仮想通貨については、以下の特徴を有しており、これまでの我が国の会計基準における評価基準の考え方で示されている3つの観点を踏まえると、取得原価評価とすることは目的適合的ではないと考えられる。
- (1) 取引される市場において客観的な価額として時価が把握できるとともに、当該時価により自由に換金・売却等を行うことが可能である。
  - (2) 取引される市場において時価で自由に換金・売却等を行うことができる一方で、誰が保有しても価値は異ならず、市場で決まる時価によってのみ価値を実現することができる。

事務局提案の方法(活発な市場の有無により、異なる会計処理を行う方法)について、  
聞かれた課題への対応

36. 事務局提案である「活発な市場の有無により異なる会計処理を行う方法」については、第29項に記載の聞かれた意見を踏まえ、以下について明確化を行うことが必要と考えられる。
- (1) 活発な市場の判断基準
  - (2) 時価の算定方法
  - (3) 減損会計を適用する価額の算定が困難である場合の取扱い
37. 前項の明確化を行うことで、実務上適用可能な場合には、「活発な市場の有無により異なる会計処理を行う方法」を採用することができると考えられるかどうか。

**ディスカッション・ポイント**

資金決済法上の仮想通貨の評価に関する事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。



### III. 活発な市場の有無により異なる会計処理を行う方法を採用する場合に検討が必要となる論点

38. 「活発な市場の有無により異なる会計処理を行う方法」を採用する場合には、第36項に記載した課題となる論点があると考えられるため、以下においてどのように明確化を行うべきか検討する。

#### 活発な市場の判断基準

39. 仮想通貨の期末評価に関して、時価評価を行うか取得原価評価を行うかの区分を行うにあたっての「活発な市場が存在するかどうか」の判断基準を明確化する必要があると考えられる。

#### (各会計基準における「時価」に関する定義)

40. 我が国の会計基準においては、複数の会計基準において資産の期末評価等で使用する「時価」を定義している。
- (1) 金融商品会計基準：時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする（第6項）。
  - (2) 固定資産の減損に係る会計基準：時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう（注解（注1））。
  - (3) 棚卸資産会計基準：「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察されない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする（第4項）。
41. 前項のいずれの基準においても時価を同様に定義しており、「市場価格」の観察の可否により時価として用いる評価額を区分している。各基準で用いられている「市場価格」に基づく価額に関しては、金融商品実務指針において規定されているため、以下では金融商品実務指針における記載を参考にして、活発な市場の存在の有無に関して検討を行う。

**(市場の範囲及び市場価格を時価とみなすことができない場合の規定)**

42. 「市場」に関する規定としては、「市場には、公設の取引所及びこれに類する市場の他、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれる」と記載されており（金融商品会計基準（注2））、「取引所及び店頭において取引が行われていなくても、随時、売買・換金等を行う取引システム（例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場）が流通性を確保する上で十分に整備されている場合には、そこで成立する取引価格を市場価格とすることができる」と記載されている（金融商品実務指針第51項）。
43. このように、市場は幅広く定義されていることから、資金決済法上の仮想通貨に当てはめて考えた場合、随時、売買・換金等を行うことができる仮想通貨取引所や仮想通貨販売所であれば、ここでいう市場に含まれ得ると考えられる。
44. 一方、我が国の会計基準においては、活発な市場については定義されていないものの<sup>4</sup>、たとえ市場で取引されていても、以下のような金融資産の場合は、活発な市場における市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）金融資産に該当するとされている。
- (1) 取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産又は市場価格が存在しない金融資産（金融商品実務指針第53項②）
  - (2) ブローカー（金融資産の売買を仲介したり、場合によっては自己が買手又は売手となって店頭での売買を成立させる業者で、証券会社や銀行が代表的なものである。）の店頭にて取引が行われている場合であっても、ブローカーの企業からの独立性が確保されていない金融資産（金融商品実務指針第257項）
45. 前項までの金融資産の時価評価に関する定めを参考にすると、資金決済法上の仮想通貨に関しては、例えば、以下のようなものについては、活発な市場における市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）仮想通貨と判断することが考えられる。
- (1) 随時、売買・換金等を行うことができる仮想通貨取引所や仮想通貨販売所において取引されていない仮想通貨
  - (2) 仮想通貨取引所や仮想通貨販売所において取引されているが実際の売買事例

<sup>4</sup> IFRSにおいては「資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場」と定義されている（IFRS第13号付録A）。

が極めて少ない仮想通貨又は実際の売買事例がなく市場価格が存在しない仮想通貨

(3) 仮想通貨交換業者の仮想通貨取引所や仮想通貨販売所にて取引が行われている場合であっても、仮想通貨交換業者の企業からの独立性が確保されていない仮想通貨

46. ここで、第45項(2)での「実際の売買事例が極めて少ない」という判断をどのように行うべきかが論点となる。我が国の会計基準において売買事例が極めて少ない状況を具体的に述べた記載はないが、例えば、相場価格が存在するものの当該価格の信頼性と実現可能性を確保できるほどの市場の厚みがないことから、時価評価を行っていないゴルフ会員権の取扱いなどが参考になると考えられる(金融商品実務指針第311項)。

47. 前項の「市場の厚み」は相場価格の信頼性や実現可能性の確保の観点から述べられていることを踏まえると、例えば、複数の仮想通貨交換業者が仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取り扱うことにより客観的に信頼性のある価額として時価が把握できるとともに、当該時価による売買・換金等の実現可能性があるかという観点が、時価評価を行うに足る「活発な市場の存在」に関する評価のポイントとして考えられる。

#### (第106回専門委員会で聞かれた意見)

48. 活発な市場の有無を判断することは実務上難しいと考えられることから、仮想通貨は現金に類似する面もあるため、原則として、全ての仮想通貨を時価評価して差額を損益で認識すると整理したほうがよいのではないか。

49. 仮想通貨に活発な市場があるかどうかを確認する取引所の範囲を海外にまで広げることは、本邦通貨との取引相場が存在しない可能性などを踏まえても、範囲が広すぎると考えられる。

50. どの市場のどの市場価格を使うのかを決定することや活発な市場の水準を決定することを、金融機関ではない一般の事業会社に求めるのは、実務上困難ではないかと考えられる。

51. 活発な市場について定義を行うことは困難であると考えられ、現実的には何らかの形で活発な市場の有無の判断の指標を継続的に適用するような方法しかないのではないか。

**(第106回専門委員会で聞かれた意見への対応)**

52. 第106回専門委員会では活発な市場の判断基準を設けることについては実務上の困難性があるとの意見が聞かれていることから、仮想通貨交換業者等にアウトリーチを行い、資金決済法上の仮想通貨の活発な市場の判断基準についての実行可能性に関して聴取を行うことが考えられるかどうか。

**ディスカッション・ポイント**

活発な市場が存在するかどうかの判断に関しては、複数の仮想通貨交換業者が取り扱うことにより客観的に信頼性のある価額として時価が把握できるとともに、当該時価による売却・換金等の実現可能性があるかという観点から判断を行うという事務局案について、ご意見をお伺いしたい。

**活発な市場が存在する仮想通貨の時価の算定方法**

53. 次に、活発な市場が存在するとした資金決済法上の仮想通貨について、時価をもって貸借対照表価額とする場合には、その時価をどのように算定すべきかが論点になる。
54. 我が国の会計基準においては、第40項に例示したとおり、時価に関して金融商品や固定資産の減損、棚卸資産の評価等の会計基準において規定されている。当該規定内容を踏まえた具体的な時価の算定方法については金融商品実務指針が参照されているため、仮想通貨の時価の算定方法においても金融商品実務指針を参考にすることが考えられる。
55. 金融商品実務指針において記載されている市場価格の算定方法に関する定めでは、公表値が存在する場合には以下のとおりである。
- (1) 取引所に上場されている金融資産の市場価格は、原則として取引所における取引価格とする。なお、1つの金融資産が複数の取引所に上場されている場合は、当該金融資産の取引が最も活発に行われている取引所のものとする（金融商品実務指針第49項）。
  - (2) 店頭において取引されている金融資産の市場価格は、公正な価格を提供するた

め複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体（例えば、日本証券業協会）が公表する価格とする。ただし、業界団体が公表する価格の入手が困難か又はそれが無い場合には、ブローカーの店頭において成立する価格（気配値を含む。）とすることもできる（金融商品実務指針第50項）。なお、1つの金融資産が複数の店頭市場で取引されている場合は、当該金融資産の取引が最も活発に行われている店頭取引の取引価格を適用することになる（金融商品実務指針第257項）。

- (3) 金融資産が取引所に上場されていない場合及び業界団体が公表する価格がない場合は、ブローカーの店頭価格及びシステム上の売買価格を採用することができるとしているが、この場合にはそのブローカーの店頭及びシステムが当該資産の流通性及び換金性を十分に確保しているものでなければならないことに留意する。この場合のブローカーは客観的に信頼性があり、企業から独立した第三者でなければならない。また、ブローカーの価格形成においてある一部の投資家の影響を強く受けていたり、そのブローカーの都合が介在している可能性についても留意する必要がある。複数のブローカーによる価格がある場合、その業界の自主ルールによるものが望ましい。なお、複数のブローカーから価格を入手するときにはそれらを平均したものとする（金融商品実務指針第257項）。

56. ここで、活発な市場が存在する資金決済法上の仮想通貨については市場価格があることから、金融商品実務指針の市場価格の算定方法に準じて、以下のように当該仮想通貨の時価を算定することが考えられる。

- (1) 仮想通貨取引所で取引されている資金決済法上の仮想通貨の市場価格は、原則として仮想通貨取引所における取引価格とする。この仮想通貨取引所には国内はもとより海外のものも含まれ、1つの資金決済法上の仮想通貨が複数の仮想通貨取引所で取引されている場合は、当該仮想通貨の取引が最も活発に行われている仮想通貨取引所のものとする。
- (2) 仮想通貨交換業者の仮想通貨販売所において取引されている資金決済法上の仮想通貨の市場価格は、仮想通貨交換業者の仮想通貨販売所において成立する価格（気配値を含む。）とすることができるが、当該仮想通貨の取引が最も活発に行われている仮想通貨交換業者の仮想通貨販売所の取引価格を適用する。
- (3) (1)(2)の場合、仮想通貨交換業者が当該仮想通貨の流通性及び換金性を十分に

確保しているものでなければならないものとする。

また、この場合の仮想通貨交換業者は客観的に信頼性があり、企業から独立した第三者でなければならず、仮想通貨交換業者の価格形成においてある一部の投資家の影響を強く受けている場合や当該仮想通貨交換業者の都合が介在している場合には、市場価格として時価評価に使用することはできないと考えられる。

したがって、仮想通貨交換業者は、独立性の観点から、自己の仮想通貨取引所及び仮想通貨販売所において成立する価格（気配値を含む。）を市場価格として自己の仮想通貨の時価評価に使用することはできないと考えられる（自己の取引又は自己による相場価格しかない場合は、第45項(3)のとおり、活発な市場が存在するとは言えない仮想通貨に区分される。）。

#### **(第106回専門委員会で聞かれた意見)**

57. 最も活発な取引が行われている取引所を検索することは、監査上の観点も含め、検証の負荷が非常に大きいと考えられ、決算期ごとに参照する取引所も変化し得るため継続性もないこととなるのではないか。
58. 自己の取引所が一番活発に取引されている場合に、独立性の観点から自己の取引所の相場を市場価格として使用できないのは、他の取引業者が参照している価格と相違することからも疑問が残る。
59. 複数の市場において評価対象の仮想通貨が取引されているのであれば、その仮想通貨交換業者が最も取引を行っている市場の価格を使用するなどの選択肢を認めてもよいのではないか。

#### **(第106回専門委員会で聞かれた意見への対応)**

60. 仮に、複数の市場で取引が行われている資金決済法上の仮想通貨に最も取引が活発な市場の取引価格を使用とした場合、国内外で多数の仮想通貨取引所及び仮想通貨販売所が存在しており、当該仮想通貨の取引が最も活発に行われている仮想通貨取引所及び仮想通貨販売所を適時に把握することが実務上可能かどうかを確認する必要があると考えられる。そのため、仮想通貨交換業者等にアウトリーチを行い、取引が最も活発に行われている仮想通貨取引所や仮想通貨販売所の状況、及び当該仮想通貨取引所や仮想通貨販売所の適時な把握の実行可能性に関して聴取を行うことが考えられるがどうか。

## ディスカッション・ポイント

活発な市場が存在する資金決済法上の仮想通貨の時価の算定方法に関する以下の事務局案について、ご意見をお伺いしたい。

- (1) 仮想通貨取引所で取引されている資金決済法上の仮想通貨の市場価格は、原則として最も取引が活発に行われている仮想通貨取引所における取引価格とする。
- (2) 仮想通貨交換業者の仮想通貨販売所において取引されている資金決済法上の仮想通貨の市場価格は、最も取引が活発に行われている仮想通貨販売所において成立する価格（気配値を含む。）とすることができる。

## 活発な市場が存在するとは言えない仮想通貨の減損処理

### （取得原価基準の下での収益性の低下の有無の判断）

61. 活発な市場が存在するとは言えない資金決済法上の仮想通貨を取得原価に基づき会計処理する場合に、どのような期末評価の方法を採用するか検討を行う必要がある。
62. ここで、主な勘定科目の期末評価時の収益性の低下の有無の判断に関して、「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」（以下「棚卸資産論点整理」という。）の中で、以下の考え方が示されている。

「固定資産については、減損の兆候のある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、収益性が低下していると判断され、減損損失の認識を行うこととされている。市場価格のない債券又は債権については、債務者区分に応じ、貸倒懸念債権や破産更生債権等に該当するときには収益性の低下が生じていると判断され、貸倒見積高の算定を行うこととされている。また、その他有価証券（株式）に関しては、投下資金の回収は、保有を通じた関係や売却・配当によることが想定されるが、その場合でも時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除き、収益性の低下が生じていると判断され、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失とすることが求められている。棚卸資産については、販売により投下資金の回収を図るため、時価が帳簿価額よりも低

下しているときには、収益性が低下しているとみて、原則として帳簿価額を時価まで切り下げることが他の会計基準における考え方も整合的であると考えられる。」  
(棚卸資産論点整理第 22 項)

表 1：取得原価基準の下での収益性の判断（棚卸資産論点整理より引用）

帳簿価額 切下理由	資産の収益性低下			
資産の種類	固定資産	市場価格のない債券又は債権	その他有価証券 (株式)	棚卸資産
投資の 回収形態	使用(場合によっては売却)	契約(場合によっては売却)	保有を通じた関係や売却・配当	販売
収益性の低下 の判断規準	割引前将来 キャッシュ・フロー<帳簿価額	債務者区分	時価の 著しい下落	時価<帳簿価額

63. 上記の各会計基準での定めや考え方を踏まえると、収益性が低下した場合には回収可能価額まで帳簿価格を切り下げることが考えられる<sup>5</sup>。収益性が低下した場合における簿価切下げは、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理であり、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げることにより、財務諸表利用者への的確な情報を提供することができると考えられる<sup>6</sup>。
64. 活発な市場が存在するとは言えない資金決済法上の仮想通貨は、例えば、長期的な値上がり益を期待して保有することなどに保有目的が限定されることが想定され、

<sup>5</sup> 取得原価基準における収益性が低下した場合の考え方について、例えば、棚卸資産会計基準の中では「取得原価基準は、将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方であるとみることにもできる。また、今日では、例えば、金融商品会計基準や減損会計基準において、収益性が低下した場合には、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げる会計処理が広く行われている。」（棚卸資産会計基準第 36 項）としている。

<sup>6</sup> 「収益性が低下した場合における簿価切下げは、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理である。棚卸資産の収益性が当初の予想よりも低下した場合において、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げることにより、財務諸表利用者への的確な情報を提供することができるものと考えられる。」（棚卸資産会計基準第 36 項）としている。



売却・換金等によって資金の回収を図る点に特徴があるため、評価時点における資金回収額を示す正味売却価額（時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。以下同じ。）が、その帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げを行うことが適当であると考えられる。

65. ここで、活発な市場が存在するとは言えない資金決済法上の仮想通貨の場合、市場価格がなく（又は市場価格を時価とみなせない）、時価を客観的に把握することが極めて困難であることから、時価を基礎とした正味売却価額を見積ることは極めて困難であると考えられる。
66. この点に関して、第 62 項に記載した各資産では、正味売却価額や回収可能額等の見積りが困難な場合の規定として、以下のような評価方法が認められている。
- 棚卸資産：時価を見積ることが困難な場合には正味売却価額まで帳簿価額を切り下げる方法に代えて、処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで帳簿価額を切り下げる方法を採用することができる（棚卸資産会計基準第9項(1)）。
  - 固定資産（減損）：現在の市場価格や合理的に算定された価額である時価を容易に入手することができないときには、現在の時価に代えて、現在における一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標<sup>7</sup>を利用して、現在の正味売却価額を算定することができる（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第 29 項）。
  - 市場価格のない債券又は債権：劣後債権等の残存部分の帳簿価額については、残存部分について時価を合理的に算定できない場合、その時価をゼロとして按分計算を行うため、残存部分の帳簿価額はゼロとなる（金融商品実務指針第 118 項）。
  - その他有価証券（株式）：債務超過会社が一定期間経過後なお経営改善等の効果が現れずに依然として債務超過が解消されない場合には、期末の評価額はゼロとなる（金融商品会計に関する Q&A Q34）。

67. 前項の取扱いを踏まえると、固定資産（特に不動産）の評価においては便宜的に代用可能な税法上の評価額を示す指標等が認められているものの、資金決済法上の仮想通貨においては税法上の評価額を含めた財産上の価値が明確でないため準用す

<sup>7</sup> 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第 90 項において、税法上の評価額を示す指標等が参照されている。

ることは難しく、また、棚卸資産、市場価格のない債券又は債権及びその他有価証券（株式）においては、時価を把握することが困難な場合に、評価額をゼロ（備忘評価額を含む。）とする実務が認められていると考えられる。

68. これらの点を踏まえ、活発な市場が存在するとは言えない資金決済法上の仮想通貨についても、時価を基礎とした正味売却価額を見積ることが極めて困難であるため、ゼロ又は備忘評価額を処分見込評価額として帳簿評価額を切り下げることが考えられる。
69. 具体的には、期末日における処分を前提として、第三者によりその価値を保証されていること<sup>8</sup>等により資金の回収が確実に見込まれる場合を除き、ゼロ又は備忘評価額を処分見込評価額とすることになると考えられる。

#### （第 106 回専門委員会で聞かれた意見）

70. 減損した仮想通貨が処分見込評価額を回復した場合や活発な市場が存在することとなった場合の取扱いをどのように考えるのか。

#### （第 106 回専門委員会で聞かれた意見への対応）

71. まず、活発な市場が存在するとは言えない資金決済法上の仮想通貨を減損した後に、処分見込評価額を回復した場合の会計処理について検討することとする。
72. 前期末において計上した減損処理額を戻し入れるかどうかについては、会計処理の方法として洗替え法と切放し法がある。洗替え法は、前期に計上した簿価切り下げ額を当期に戻し入れを行う方法であるのに対し、切放し法は、前期までに計上した簿価切り下げ額を当期に戻し入れを行わない方法である。
73. ここで、主な勘定科目について、前期末において計上した減損処理額を戻し入れるかどうかについては、棚卸資産論点整理の中で、以下の考え方が示されている。

##### （1）洗替え法と切放し法の選択適用が可能な資産

「棚卸資産における収益性の低下の有無の判断については、期末日時点で時価が帳簿評価額を下回っているか否かによっており、損失発生の可能性の高さを要件としていないため、事後的に時価が回復する可能性は否めない。そのため、事後的に時価が回復し、収益性の低下という事実が解消された段階では、前期

---

<sup>8</sup> 仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 16 条第 2 項第 2 号においては、仮想通貨交換業者は取り扱う仮想通貨が特定の者によりその価値を保証されている場合は、当該者の氏名、商号若しくは名称及び保証の内容を説明することとされている。

末の評価損を戻し入れることも否定されないものと考えられる。」(棚卸資産論点整理第 41 項)

(2) 切放し法のみが認められている資産

「現行の会計基準に見られる簿価切下げのうち固定資産の減損処理、売買目的以外の有価証券の減損処理及び棚卸資産の強制評価減については、帳簿価額を時価に付け替えて取得原価を修正することが必要であるとされており、戻入れは行わず、切放し法によっている。これらの場合も、投資の回収形態に応じて収益性の低下の有無が判断されていると考えられるが、その適用にあたっては、損失発生の可能性が高く、確実な場合にのみ帳簿価額を切り下げることとしているため、切放し法としているものと考えられる。」(棚卸資産論点整理第 42 項)

74. 前項の(1)と(2)を比較した場合、それぞれ損失発生の可能性の高さの要件の有無により会計処理の方法を決定しているものと考えられる。活発な市場が存在するとは言えない資金決済法上の仮想通貨を減損する会計処理は、損失発生の可能性が高いと判断し、期末日における処分を前提として、処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)まで簿価を切り下げるものである。そのため、その後、処分見込価額が回復した場合であっても、その処分を前提とした会計処理を取り消す根拠には乏しいものと考えられる。
75. よって、損失発生の可能性の高さの要件の観点からは、活発な市場があるとは言えない仮想通貨は第 73 項の(2)の切放し法のみが認められている資産に類似した性格を有すると考えられることから、活発な市場が存在するとは言えない資金決済法上の仮想通貨の減損については、切放し法を適用することが適切であると考えられるがどうか。
76. なお、活発な市場が存在するとは言えない資金決済法の仮想通貨に活発な市場が存在することとなった場合には、時価(市場価格)に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は当期の損益として処理する方法を採用することになるため、その時点より評価基準を変更することになると考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

活発な市場が存在するとは言えない資金決済法上の仮想通貨の減損処理に関する以下の事務局案について、ご意見をお伺いしたい。

- (1) 取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末日における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価よりも下落している場合には当該処分見込価額を貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額を当期の費用として処理する。
- (2) 活発な市場が存在するとは言えない資金決済法上の仮想通貨を減損した後に、処分見込価額が回復した場合であっても、切放し法（前期までに計上した簿価切り下げ額を当期に戻し入れを行わない方法）を採用する。
- (3) 活発な市場が存在するとは言えない資金決済法の仮想通貨に活発な市場が存在することとなった場合には、その時点より時価（市場価格）に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理する方法を採用することになる。

以 上

(別紙1)

**我が国の会計基準における評価基準の考え方**

1. これまでの我が国の会計基準において、評価基準の考え方が示されているものとして、以下のものがある。
  - (1) 金融商品会計基準及び金融商品実務指針(以下「金融商品会計基準等」という。)
  - (2) 棚卸資産会計基準
  - (3) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「減損意見書」という。)における投資不動産に関する記載
  - (4) 企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(以下「賃貸等不動産会計基準」という。)
  - (5) 実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第15号」という。)

**金融商品会計基準等**

2. 金融商品会計基準では、金融資産の評価基準に関する基本的考え方に関して、以下の記載がみられる。
  - (1) 「金融資産については、一般的には、市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能である」(金融商品会計基準第64項)
  - (2) 「客観的な時価の測定可能性が認められないものを除き、時価による自由な換金・決済等が可能な金融資産については、投資情報としても、企業の財務認識としても、さらに、国際的調和化の観点からも、これを時価評価し適切に財務諸表に反映することが必要である」(金融商品会計基準第65項)
  - (3) 「金融資産の属性及び保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合が考えられる。このような保有目的等をまったく考慮せずに時価評価を行うこと

が、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられることから、時価評価を基本としつつ保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であると考えられる」(金融商品会計基準第66項)

3. 売買目的有価証券の期末評価に関しては、以下の記載がみられる。
  - (1) 「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券(売買目的有価証券)については、投資者にとっての有用な情報は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられる。(中略)また、売買目的有価証券は、売却することについて事業遂行上等の制約がなく、時価の変動にあたる評価差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することとした」(金融商品会計基準第70項)
4. 満期保有目的の債券の期末評価に関しては、以下の記載がみられる。
  - (1) 「満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした」(金融商品会計基準第71項)
5. 子会社株式及び関連会社株式の期末評価に関しては、以下の記載がみられる。
  - (1) 「子会社株式については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方にに基づき、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした」(金融商品会計基準第72項)
  - (2) 「子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であり、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした」(金融商品会計基準第73項)
6. その他有価証券の期末評価に関しては、以下の記載がみられる。
  - (1) 「その多様な性格に鑑み保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であるとともに、保有目的等自体も多義的であり、かつ、変遷していく面があること等から、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有するものとして一括して捉えることが適当である」(金融商品会計基準第75項)

- (2) 「前述の評価基準に関する基本的考え方に基づき、時価をもって貸借対照表価額とすることとした」 (金融商品会計基準第76項)
  - (3) 「その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられる」 (金融商品会計基準第77項)
7. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の期末評価に関しては、以下の記載がみられる。
- (1) 「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした」 (金融商品会計基準第81項)
  - (2) 「市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価 (合理的に算定された価額) とはしないものとし、当該株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う」 (金融商品実務指針第63項)

#### **棚卸資産会計基準**

8. 棚卸資産会計基準では、通常の販売目的 (販売するための製造目的を含む。) で保有する棚卸資産とトレーディング (活発な市場が存在することを前提として、単に市場価格の変動により利益を得ることを目的とする売却をいう。) 目的で保有する棚卸資産に分類して、それぞれ評価基準を定めている。
9. 通常の販売目的 (販売するための製造目的を含む。) で保有する棚卸資産の期末評価に関しては、以下の記載がみられる。
- (1) 「取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする」 (棚卸資産会計基準第7項)
10. トレーディング目的で保有する棚卸資産の期末評価に関しては、以下の記載がみられる。
- (1) 「市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額 (評価差額) は、当期の損益として処理する」 (棚卸資産会計基準第15項)

- (2) 「当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得るトレーディング目的で保有する棚卸資産については、投資者にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格に求められると考えられることから、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とすることとされている。その場合、活発な取引が行われるよう整備された、購買市場と販売市場とが区別されていない単一の市場（例えば、金の取引市場）の存在が前提となる。また、そうした市場でトレーディングを目的に保有する棚卸資産は、売買・換金に対して事業遂行上等の制約がなく、市場価格の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することが適当と考えられる」（棚卸資産会計基準第60項）

#### **減損意見書における投資不動産の記載**

11. 減損意見書では、投資不動産の会計処理について、以下の記載がみられる。
- (1) 「活発な市場を有する一部の金融資産に比べ、投資不動産の時価を客観的に把握することは困難ではないかという懸念がある。また、工場、本社建物のみならず外形的には賃貸収益を目的として保有されるような不動産であっても、直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合等、事実上、事業投資と考えられるものがあり、このような事業投資では、一般に、時価の変動を企業活動の成果とは捉えないという考え方が妥当である」（減損意見書 六）
- (2) 「外形的には投資不動産とみられるものでも、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものから、前述のように、事実上、事業投資と考えられるものまで存在するため、その保有目的等を全く考慮せずに時価評価を行うことは、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにはならないと考えられる」（減損意見書 六）
- (3) 「投資不動産についても、時価の変動をそのまま損益に算入せず、他の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行い、減損処理を行うことが適当であると考えられる」（減損意見書 六）

#### **賃貸等不動産会計基準**

12. 賃貸等不動産会計基準では、投資不動産の期末評価に関して、減損意見書で示された考え方を踏襲した以下の記載がみられる。



- (1) 「単に賃貸収益を得ることを目的として不動産が保有される場合や、キャピタル・ゲインの獲得を目的として保有されていても、活発な取引が行われるよう整備された購買市場と売却市場とが区別されていない単一の市場が存在しない場合には、時価によって直ちに売買・換金を行うことには制約があるため、当該不動産を時価評価し、その差額を損益とすることは適当ではないと考えられる」(賃貸等不動産会計基準第15項)

### 実務対応報告第15号

13. 実務対応報告第15号では、資産の評価基準に関して、以下の記載がみられる。

- (1) 「金融投資とは、売買目的有価証券のように時価の変動により利益を得ることを目的としており、売買市場が整備され、また、売却することについて事業遂行上の制約がないものである。このような金融投資は、時価の変動が事前に期待した成果に対応する事実と考えられるため、時価評価と時価の変動に基づく損益認識が意味を持つものとされる。他方、事業投資とは、売却することについて事業遂行上の制約があり、また、事前に期待される成果が時価の変動よりもその後に生ずる資金の獲得であるため、その事実を待って投資の実績を把握することが適当である。棚卸資産や製造設備などは事業活動を通じた資金の獲得を期待しているため、資金の流入に基づいて投資の成果を測定するうえで、保有する間は一般に取得原価で評価されている。」(実務対応報告第15号2(1))
- (2) 「活発に取引がなされる市場が整備されているとはいえない場合には、時価の変動により利益を得ることを目的としていても金融投資には該当せず、むしろ、企業自らが買い手を見つけ、価格交渉のうえで排出クレジットを引き渡すことによって利益が得られる事業投資に該当するものと考えられる」(実務対応報告第15号2(1))
- (3) 「専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを購入する場合、通常の商品等の購入と同様の会計処理を行う。(略)引渡しを受けた排出クレジットについては、取得原価により棚卸資産として処理し、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする(棚卸資産会計基準第7項)」(実務対応報告第15号3(1))
- (4) 「排出クレジットの活発な取引市場が整備されており、企業が金融投資としての取引を行う場合には、トレーディング目的で保有する棚卸資産として、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)

#### 審議事項(3)-4

は当期の損益として処理することとなる（棚卸資産会計基準第15項）」（実務対応報告第15号2(1)）

## (別紙2)

## IFRSにおける公正価値測定の考え方及び国際的な議論の状況

1. IFRS においては、我が国の会計基準等と公正価値測定の範囲が異なっており、例えば、以下の項目については、IFRS では公正価値測定の対象とされている。すなわち、IFRS においては、下記(3)のように金融資産については一定の要件<sup>9</sup>を満たす負債性金融商品（債券、債権等）を除き、原則として公正価値測定の対象としており、また、下記(1)、(2)、(4)のように非金融資産についても一部のものについては公正価値測定の対象としている。また、公正価値測定に関する詳細なガイダンス（IFRS 第13号）が定められており、IFRS において適用すべき公正価値の定義や公正価値の測定に関する単一の枠組みが明確化されている。

## (1) 有形固定資産及び無形資産の再評価モデル

IAS 第16号及びIAS 第38号では、有形固定資産及び無形資産については、原価モデル又は再評価モデルのいずれかを選択して適用する。再評価モデルを選択した場合、簿価を増加させる評価差額はその他の包括利益に計上される。

## (2) 投資不動産の公正価値モデル

IAS 第40号では、投資不動産に対して、企業が公正価値モデル又は原価モデルのいずれかを選択して適用する。公正価値モデルを採用した場合、評価差額は、当期純利益に含められる。

## (3) 相場価格のない資本性金融商品への投資（非上場株式）に関する公正価値測定

IFRS 第9号では、資本性金融商品への投資すべてを公正価値で測定することとされている。

## (4) 生物資産及び農産物の公正価値測定

IAS 第41号では、生物資産については、公正価値を信頼性をもって測定できない場合を除き、見積売却コスト控除後の公正価値で測定され、公正価値の変動は、

<sup>9</sup> IFRS 第9号では企業が金融商品を管理する方法（事業モデル）と金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特徴を基礎に一定の要件の判定を行い、IAS 第39号や我が国の会計基準等のように投資の保有目的に応じた分類・測定を行うアプローチとは異なっている。

当期純利益に含めて認識される。また、生物資産から収穫された農産物については、収穫時点で見積売却コスト控除後の公正価値により測定される。

このように IFRS においては、公正価値測定に関して我が国の会計基準等の体系や考え方と必ずしも一致しない部分があると考えられる。

2. 2016年12月の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)において、IFRS上における仮想通貨にとっての最も目的適合性のある測定基礎が議論されており、オーストラリア会計基準審議会(AASB)は、概念フレームワークの公開草案(以下「概念ED」という。)に照らして検討している。

概念EDでは、測定基礎の選択にあたり、次の要素が重要であるとされている。

- (1) 資産又は負債の将来キャッシュ・フローへの寄与

直接的にキャッシュ・フローを生成する資産及び負債にとっては、最も目的適合性のある測定基礎は、将来キャッシュ・フローの現在価値を反映する公正価値又は使用価値である。

- (2) 資産又は負債の特徴

キャッシュ・フローの変動可能性のある資産及び負債、又は市場要因や他のリスクに対して価値の変動が敏感である資産及び負債にとっては、公正価値又は使用価値のような現在価額が歴史的原価よりも目的適合性がある。

AASBの分析では、これらの要素をもとに検討すると、仮想通貨はそれ自体の売却等により直接的にキャッシュ・フローを生成し、価値の変動についても敏感であるため、現在価額(公正価値又は使用価値)での評価が目的適合的であり、加えて、仮想通貨は歴史的原価アプローチの基礎となる満期や耐用年数を有していないとしている。

更に、AASBの分析では、仮想通貨は取引所で取引されており、かつ、観察可能な市場情報を入手可能であるため、財務諸表利用者にとっての比較可能性、検証可能性及び理解可能性の観点からは、企業固有の前提を基礎とする使用価値よりも、市場の参加者の前提を基礎とする公正価値の方が適しているとしている。加えて、もし仮想通貨の市場が活発な市場とは言えなくなった場合でも、IFRS第13号には比較可能性、検証可能性及び理解可能性のある情報を提供するための十分なガイダンスが存在するとしている。

また、概念 ED では反証可能な場合を除き、すべての収益・費用は純損益に含めて認識するとされているが、AASB の分析では、当該反証規定には該当せず、仮想通貨は一般的に公正価値を通じて損益に計上する投資不動産や金融商品に近似したものと考えられ、公正価値の変動を損益に含めることにより保有の意思決定の説明責任が明確化されるとしている。

したがって、AASB は、財政状態及び財務業績のいずれの観点からも公正価値で評価する方が適切であり、公正価値を通じて純損益に含めて表示すべきであると結論付けている。

## (別紙 3)

## IFRS 第 13 号「公正価値測定」

公正価値による測定において参照すべき市場

1. IFRS 第 13 号では、複数の市場が存在する場合に、公正価値による測定において参照すべき市場は「主要な市場」であり、主要な市場が存在しない場合には「最も有利な市場」を用いることとされている（第 16 項）。

(1) 「主要な市場」とは、当該資産又は負債についての活動の量と水準が最大である市場をいう。

(2) 「最も有利な市場」とは、取引コストと輸送コストを考慮した上で、資産を売却するために受け取るであろう金額を最大化するため、又は負債を移転するために支払うであろう金額を最小化する市場をいう。

2. ただし、反対の証拠がなければ、企業が取引を通常行っている市場が、主要な市場あるいは最も有利な市場（主要な市場がない場合）と推定されている（第 17 項）。なお、取引を行う市場は、同じ資産又は負債であっても企業間で異なる場合があるため、参照市場を決定する際には、市場参加者の観点ではなく、報告企業の観点から考慮することとされている（第 19 項）。

3. また、一部の資産及び負債（例えば、金融商品）についてインプットが観察可能かもしれない市場の例として、次のようなものとされている（B34 項）。

## (a) 取引所市場

取引所市場では、終値が利用可能であり、一般的に公正価値を表すものでもある。こうした市場の一例は、ロンドン証券取引所である。

## (b) ディーラー市場

ディーラー市場では、ディーラーが取引（自己の計算での売り又は買いのいずれか）のために待機しており、自らの資本を市場を構成する品目の在庫を保有するために使用することにより、流動性を提供している。通常、ビッドとアスクの価格（それぞれ、ディーラーが進んで買う価格及びディーラーが進んで売る価格）の方が、終値よりも容易に利用可能である。店頭市場（価格が公表される）はディーラー市場である。ディーラー市場は、他の資産及び負債の一部

についても存在する。一部の金融商品やコモディティ及び実物資産（例えば、中古設備）などである。

(c) ブローカー市場

ブローカー市場では、ブローカーが買手と売手の仲介をしようとするが、自己の計算で売買をするために待機することはしない。言い換えると、ブローカーは、市場を構成する品目の在庫を保有するために自己の資本を使用しない。ブローカーは、それぞれの当事者のビッドとアスクの価格を知っているが、各当事者は通常は他の当事者の価格要求を知らない。成立した取引の情報は入手可能なこともある。ブローカー市場には、電子通信ネットワーク（そこで買い注文と売り注文が結び付けられる）や、商業用及び住宅用の不動産市場がある。

(d) 相対市場

相対市場では、取引（組成と再販売の両方）が仲介者なしに独立に交渉される。そうした取引に関する情報は、ほとんど公開されない場合がある。

市場が活発でなくなった場合の取扱い

4. 2007年に始まった世界的な金融危機により、IFRSとUSGAAPで公正価値の要求事項を共通とすることの重要性が強調され、IASBとFASBは共同で作業して、市場が活発でなくなった場合の資産及び負債の公正価値の測定に関する共通の要求事項を開発している（BC176項）。両審議会は、活動が少ない市場においても、取引が秩序ある（すなわち、強制された取引（たとえば、強制清算又は投売り）ではない）ものとなりうるため、企業が重点を置くべきなのは、観察された取引が秩序ある取引の結果であるかどうかであり、市場における活動の量及び水準だけではないと結論を下している。したがって、両審議会は、企業は、取引が秩序あるものではないという証拠がある場合を除き、観察可能な取引価格を考慮すべきだと結論を下している（BC181項）。
5. 企業は当該資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下しているかどうかを判断するために、利用可能な証拠に基づいて、次のような要因の重大さと関連性を評価しなければならないとされている（B37項）。
  - (a) 最近の取引が少ない。
  - (b) 価格相場が現在の情報を用いて形成されていない。

- (c) 価格相場が、時期によって又はマーケットメーカーごとに著しく異なっている（例えば、一部のブローカー市場）。
  - (d) これまで当該資産又は負債の公正価値と高い相関があった指数が、当該資産又は負債の公正価値の最近の指標と明らかに相関しなくなっている。
  - (e) 資産又は負債についての信用及びその他不履行リスクについての入手可能なすべての市場データを考慮した、企業の期待キャッシュ・フローの見積りと比較して、観察された取引又は相場価格についてのインプライド流動性リスク・プレミアム、イールド又は（延滞率や貸倒率などの）パフォーマンス指標が著しく上昇している。
  - (f) ビッド・アスク・スプレッドの幅が大きいのか、又はビッド・アスク・スプレッドの幅が著しく拡大している。
  - (g) 当該資産又は負債あるいは類似の資産又は負債についての新規発行市場（すなわち、一次市場）の活動が著しく低下しているか、又はそのような市場がない。
  - (h) 公表されている情報がほとんどない（例えば、相対市場で行われる取引について）。
6. 資産又は負債に係る活動の分量又は水準が、当該資産又は負債に係る通常の市場活動に比べて著しく低下したと企業が判断する場合には、取引又は相場価格の追加的な分析が必要であるとされている。

ただし、活動の分量又は水準の低下だけでは、取引価格又は相場価格が公正価値を表さないこと又は当該市場の取引が秩序あるものではないことを示さない場合があるとしている。

しかしながら、取引又は相場価格が公正価値を表さないと企業が判断する場合（例えば、秩序ある取引ではない取引がある場合）、企業がそれらの価格を公正価値を測定する基礎として使用していて、その調整が公正価値全体に重要となる可能性がある場合には、取引又は相場価格に対する調整が必要となるとされている（B38項）。

以 上